

豊障発第665号
令和4年5月12日

市内障がい福祉サービス等事業所 様

豊田市長 太田 稔彦
(公 印 省 略)

豊田市障がい者総合支援事業費補助金（障がい福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業（追加協議分））に係る交付申請書の提出について（通知）

日頃は、本市の障がい福祉行政に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、国が策定した「新型コロナウイルス感染症に係る障がい福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱（追加協議分）」に基づき、新型コロナウイルス感染者等が発生した障がい福祉サービス事業所等を対象に、障がい福祉サービスを継続して提供するために必要な経費について支援を行います。つきましては、別添の実施要綱等を確認のうえ、補助金交付申請書の提出をお願いします。

記

1 提出書類

- (1) 豊田市障がい者総合支援事業費補助金交付申請書 様式第1号（要綱第7条関係）
- (2) 事業総括表（別紙1）
- (3) 事業一覧表（別紙2）
- (4) 個票（別紙3）
- (5) 団体調書（別紙4）

※対象経費が補助対象に該当するかを確認しますので、申請前に下記の問合せ先にご連絡ください。

2 提出方法

豊田市役所障がい福祉課宛にメールで提出

提出先アドレス shougai_hu@city.toyota.aichi.jp

件名を「【事業所名】サービス継続支援事業の申請について」としてく

ださい。

3 提出期限

令和5年3月31日

障がい福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要領（追加協議分）

（趣旨）

- 1 この要領は、豊田市障がい者総合支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に規定するもののほか、障がい福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業（追加協議分）（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

- 2 本事業の補助対象者は、豊田市内に所在する事業所であり、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱（追加協議分）」（令和4年3月31日障発0331第9号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）3に規定された施設・事業所とする。ただし、同一法人が経営する補助対象者が複数対象となる場合は、当該法人を一補助対象者として取り扱うこととする。

（補助対象事業）

- 3 本事業の補助金の対象となる事業は、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱（追加協議分）」（令和4年3月31日障発0331第9号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）3（1）及び（2）に規定された事業とする。

（補助対象経費）

- 4 この補助金の対象となる経費は、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱（追加協議分）」（令和4年3月31日障発0331第9号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）3（1）及び（2）に掲げる経費とする。

（補助対象期間）

- 5 本事業の補助対象事業の対象期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

（補助金の額）

- 6 本事業の補助額は、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱」（令和4年3月31日障発0

331第9号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)3の別添1に定める額とする。

ただし、これにより難しい場合は、市長が定める額とする。

(申請期間)

7 令和5年3月31日までとする。

(様式)

8 本事業において使用する様式は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 要綱第7条に定める交付申請書 様式第1号

(2) 要綱第8条に定める計画変更承認申請書 様式第2号

(3) 要綱第9条に定める交付決定通知書 様式第3号

(4) 要綱第9条に定める変更決定通知書 様式第4号

(5) 要綱第10条に定める実績報告書 様式第5号

(6) 要綱第11条に定める確定通知書 様式第6号

(7) 要綱第6条に定める消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書
様式第7号

(その他)

9 本事業は、令和4年度限りとし、本事業により購入した備品等の維持管理費等は事業者負担とする。

様式第 1 号（要綱第 7 条関係）

年 月 日

豊田市長 様

申請者 住 所
名 称

（法人又は団体の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）
代表者

豊田市障がい者総合支援事業費補助金交付申請書
（障がい福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業（追加協議分））

令和 4 年度において豊田市障がい者総合支援事業費補助金（障がい福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業（追加協議分））を実施したいので、豊田市補助金等交付規則第 4 条の規定により申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 補助金の対象事業
 - （ ） 障がい福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業
 - （ ） 障がい福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業
- 3 添付書類
 - （1）事業総括表（別紙 1）
 - （2）事業一覧表（別紙 2）
 - （3）個票（別紙 3）
 - （4）団体調書（別紙 4）

様式第 2 号(要綱第 8 条関係)

年 月 日

豊田市長 様

申請者 住 所
名 称

(法人又は団体の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)

代表者

豊田市障がい者総合支援事業費補助金（障がい福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業（追加協議分））計画変更承認申請書

年 月 日付け豊障発第 号で交付決定通知のあった豊田市障がい者総合支援事業費補助金（障がい福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業（追加協議分））について、下記のとおり計画を変更したいので、豊田市補助金等交付規則第 8 条第 1 項の規定により承認されたく申請します。

記

- 1 補助金変更申請額 金 円
- 2 変更の理由
- 3 変更後の補助金所要額 金 円
- 4 添付書類
 - (1) 事業総括表（別紙 1）
 - (2) 事業一覧表（別紙 2）
 - (3) 個票（別紙 3）

様式第3号（要綱第9条関係）

豊障発第 号

様

補助金等交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった豊田市障がい者総合支援事業費補助金（障がい福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業（追加協分））については、豊田市補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり交付することに決定します。

年 月 日

豊田市長

印

記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 補助金の対象事業
 - () 障がい福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業
 - () 障がい福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業

様式第 4 号(要綱第 9 条関係)

豊障発第 号

様

補助金等変更決定通知書

年 月 日付け豊障発第 号で通知した豊田市障がい者総合支援事業費補助金（障がい福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業（追加協議分））に対する補助金等の交付決定を次のとおり変更する。

年 月 日

豊田市長 印

記

1 変更決定額 金 円

2 計画変更の内容

区分 当初計画 変更

3 条件

様式第 5 号（要綱第 10 条関係）

年 月 日

豊田市長 様

申請者 住 所
名 称
(法人又は団体の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)
代表者

令和 4 年度 障がい福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援
事業（追加協議分）補助金実績報告書

年 月 日付け豊障発第 号で補助金等の交付決定を受け
た令和 4 年度豊田市障がい者総合支援事業費補助金（障がい福祉サービス事
業所等に対するサービス継続支援事業（追加協議分））を完了(廃止・中止)し
たので豊田市補助金等交付規則第 10 条の規定により、下記のとおり報告しま
す。

記

1	補助金交付決定額	金	円 = ①
2	補助金実績額	金	円 = ②
3	補助金精算額	金	円 = ② - ①
4	補助金受入済額	金	円 = ③
5	差引過不足額	金	円 = ② - ③

6 添付書類

- (1) 事業実績総括表（別紙 5）
- (2) 事業実績一覧表（別紙 6）
- (3) 個票（別紙 7）
- (4) 対象経費に係る領収書（写し）等
- (5) 市税完納証明※市税の納付義務がある法人に限る

様式第 6 号（要綱第 11 条関係）

豊障発第 号

様

補助金等確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった令和 4 年度豊田市障がい者総合支援事業費補助金（障がい福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業（追加協議分））補助金等については、豊田市補助金等交付規則第 11 条第 1 項の規定により、下記のとおり補助金等の額を確定したので、通知します。

年 月 日

豊田市長 印

記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 補助金の対象事業
 - （ ） 障がい福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業
 - （ ） 障がい福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業

様式第7号（要綱第6条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日

豊田市長 様

申請者
法人住所
法人名
代表者

年 月 日付豊障発第 号により交付決定のありました豊田
田市障がい者総合支援事業費補助金（障がい福祉サービス事業所等に対するサ
ービス継続支援事業（追加協議分））について、豊田市障がい者総合支援事業
費補助金交付要綱第6条9号の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税額に
係る仕入控除税額（要国庫補助金等返還相当額）

金 円

3 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が
把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。